

インターネットを利用する遠隔地テレビ 視聴サービスを巡る二つの最高裁判決

－「まねき TV 事件」と「ロクラクⅡ事件」－



会員 大滝 均

目次

(はじめに)

1. 差し戻しの理由

- (1) まねき TV 事件の差し戻し理由
- (2) ロクラクⅡ事件の差し戻し理由

2. 事件の概要

- (1) まねき TV 事件
- (2) ロクラクⅡ事件

3. 上告人らの権利及び争点(上告人らの主張)

- (1) まねき TV 事件
- (2) ロクラクⅡ事件

4. 装置構成

- (1) まねき TV 事件
- (2) ロクラクⅡ事件

5. 被上告人らが提供するサービス

- (1) まねき TV 事件
- (2) ロクラクⅡ事件

6. 原審(知的財産高等裁判所)の認定

- (1) まねき TV 事件(知財高平 22(ネ)10059 号判決)
- (2) ロクラクⅡ事件(知財高平 20(ネ)10055 号及び 20(ネ)10069 号判決)

7. 最高裁の判断

- (1) まねき TV 事件(最高裁判所平成 21(受)653)
- (2) ロクラクⅡ事件(最高裁判所平成 21(受)788)

8. 検討

(はじめに)

最高裁判所第三小法廷は、平成 23 年 1 月 18 日付けで「まねき TV 事件(知的財産高等裁判所著作権侵害差止等控訴事件平成 20 年 12 月 15 日判決(知財高平成 22(ネ)10059 号))」に対し、原判決を破棄し、知的財産高等裁判所に差し戻す旨の判決(最高裁判所平成 21(受)653)した。

そして、時をおかず、最高裁判所第一法廷は、平成 23 年 1 月 20 日付けで「ロクラクⅡ事件(知的財産高等裁判所著作権侵害差止等控訴事件平成 21 年 1 月 27 日判決(知財高平成 20(ネ)10055 号)及び同付帯控訴事件(知財高 20(ネ)10069 号))」に対し、同様に、原判

決を破棄し、知的財産高等裁判所に差し戻す旨の判決(最高裁判所平成 21(受)788)した。

これらは、いずれも、インターネットを利用する遠隔地テレビ視聴サービスについての著作権侵害が問われていたものであり、それぞれ 2 台の装置をインターネットに接続し、一方の装置でその設置地域の TV 番組を取り込み、あるいは、録画複製し、それら取込・録画複製された情報をインターネットに接続された遠隔地の他方の装置から取り出し、専用モニタあるいはパソコン画面上で視聴するというものである。筆者は、これらの事件についての東京地方裁判所等の判決・決定について若干の解説を行っている(パテント 2007 Vol.60 No.3 & パテント 2007 Vol.60 No.9)。これらの事件の経緯・詳細等は、拙稿をご参照願えれば詳細はより明らかになるのではないと思われる。

1. 差し戻しの理由

(1) まねき TV 事件の差し戻し理由

平成 23 年 1 月 18 日付け最高裁判所第三小法廷判決は、「ベースステーション(被上告人機器)があらかじめ設定された単一の機器宛てに送信する機能しか有しないこと(1対1送信機能)のみをもって自動公衆送信装置の該当性を否定し、被上告人による送信可能化権の侵害又は公衆送信権の侵害を認めなかった原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」として、原判決を破棄し、さらに審理を尽くす必要から事件を原審知的財産高等裁判所に差し戻した。

(2) ロクラクⅡ事件の差し戻し理由

平成 23 年 1 月 20 日付け最高裁判所第一小法廷判決は、「親機ロクラク(被上告人機器)が被上告人の管理、支配する場所に設置されていたとしても、本件番組等の複製をしているのは被上告人とはいえないとして上告人らの請求を棄却した原審の判断には、判決に

影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」として、上記同様、原判決を破棄し、同様に、事件を原審知的財産高等裁判所に差し戻した。

2. 事件の概要

(1) まねき TV 事件

この事件は、放送事業者である上告人らが、「まねき TV」という名称で、放送番組を利用者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する機器（ベースステーション）を用いたサービス（以下「本件サービス」という。）を提供する被上告人に対し、本件サービスは、各上告人が行う放送についての送信可能化権（著作権法 99 条の 2）及び各上告人が制作した放送番組についての公衆送信権（同法 23 条 1 項）を侵害するなどと主張して、放送の送信可能化及び放送番組の公衆送信の差止め並びに損害賠償の支払を求めた事案である。

(2) ロクラクⅡ事件

この事件は、同様に、放送事業者である上告人らが、「ロクラクⅡ」という名称のインターネット通信機能を有するハードディスクレコーダー（以下「ロクラクⅡ」という。）を用いたサービスを提供する被上告人に対し、同サービスは各上告人が制作した著作物である放送番組及び各上告人が行う放送に係る音又は映像（以下、放送番組及び放送に係る音又は映像を併せて「放送番組等」という。）についての複製権（著作権法 21 条、98 条）を侵害するなどと主張して、放送番組等の複製の差止め、損害賠償の支払等を求める事案である。

3. 上告人らの権利及び争点（上告人らの主張）

(1) まねき TV 事件

ア 上告人らは、放送事業者であり、その放送について、送信可能化権（著作権法 99 条の 2）を有し、また、上告人らが製作した放送番組について、公衆送信権（著作権法 23 条 1 項）を有する（この点については、当事者間に争いはない。）。

イ 送信可能化権侵害

上告人らは、被上告人が、ベースステーションに本件放送を入力することにより、又は本件放送が入力されるベースステーションのインターネットへの接続を行うことにより、利用者が本件放送を視聴し得る状態に置くことは、本件放送の送信可能化に当

たるとして、上告人らの送信可能化権（著作権法 99 条の 2）を侵害すると主張する。

ウ 公衆送信権侵害

また、上告人らは、被上告人が、本件番組を公衆である利用者の端末機器に送信することは本件番組の公衆送信に当たるとして、上告人らの公衆送信権（著作権法 23 条 1 項）を侵害すると主張する。

(2) ロクラクⅡ事件

ア 上告人らが制作した著作物である放送番組（放送番組及び放送に係る音又は映像）について、著作権を有する。

イ 複製権侵害

被上告人は上告人らが制作した放送番組についての複製権（著作権法 21 条、98 条）を侵害すると主張する。誰が複製権を侵害しているのかの、いわゆる、複製権侵害の主体について、上告人らは、上記サービスにおいて複製をしているのは被上告人であると主張するのに対し、被上告人は、上記サービスの利用者が私的使用を目的とする適法な複製をしているのであり、複製をしているのは被上告人ではないと主張する。

4. 装置構成

(1) まねき TV 事件

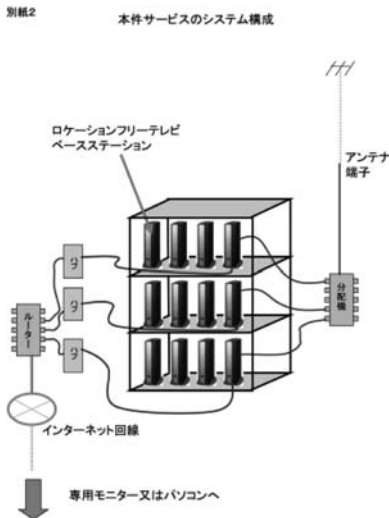
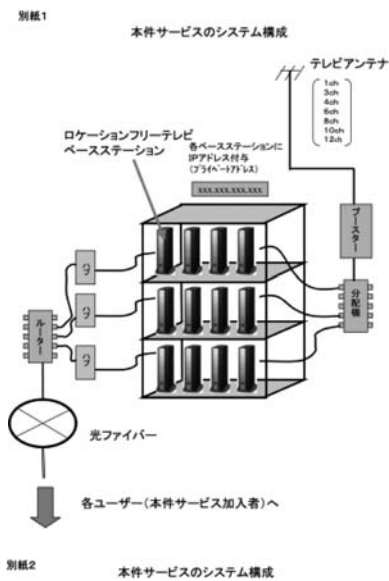
上告人らが放送するテレビ放送をユーザー（利用者）と被上告人がそれぞれ設置する 2 台のベースステーションと称する機器間をインターネットを介して放送内容を伝達するというもので、この放送伝達に関して、被上告人が 1 台のベースステーションを購入者であるユーザーから預かり設置し、ユーザーが手元のベースステーションを介して手元の端末機器を操作することによって、預けられた他方のベースステーションに好みのテレビ放送を選局させ、選局されたテレビ放送をユーザーの手元のベースステーションに送信させ、ユーザー側のベースステーションに接続された専用モニタないしはパソコンにテレビ放送を表示させ、視聴するというものである。

当該装置構成の概略を図示すると以下のものである。下図は、最高裁判決に先立つ東京地裁平成 18 年（ヨ）第 22022 号仮処分決定書に別紙 1、別紙 2 として添付されたものである。別紙 2 に示す装置構成は、別紙 1 の装置構成からアンテナブースタ（アンテナからの電波強度を増幅するためのもの）を付加するのみで

両者は実質的には同じものといえる。

に接続されたテレビ受像機で視聴することができる。

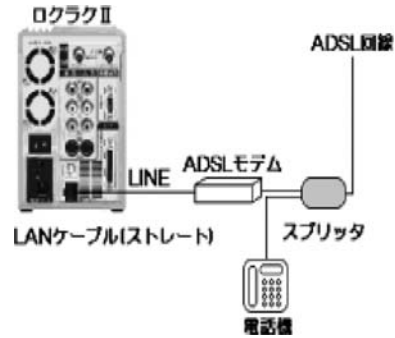
装置構成の概略図



(2) ロクラクⅡ事件

ロクラクⅡは、2台の機器の一方を親機とし、他方を子機として用い(以下、親機として用いられるロクラクⅡを「親機ロクラク」といい、子機として用いられるロクラクⅡを「子機ロクラク」という。)、親機ロクラクには、地上波アナログ放送のテレビチューナーを内蔵し、受信した放送番組等をデジタルデータ化して①録画する機能及び②録画した映像や音のデータをインターネットを介して送信する機能を有し、子機ロクラクは、同様にインターネットに接続されて、インターネットを介して、親機ロクラクにおける録画を指示し、その後親機ロクラクから録画に係るデータの送信を受け、これを再生する機能を有する。

ロクラクⅡの利用者は、親機ロクラクと子機ロクラクをインターネットを介して1対1で対応させることにより、親機ロクラクにおいて録画された放送番組等を親機ロクラクとは別の場所に設置した子機ロクラク



図は、ロクラクⅡの操作マニュアル(「ロクラクⅡ拡張ネットワーク機能」)に掲載の「インターネットに接続する場合」の説明図である。図ではADSLモデムを使用してADSL回線からインターネットに接続されることが説明される。

5. 被上告人らが提供するサービス

(1) まねきTV事件

まねきTV事件では、1対1の対応で接続される2台の装置(ベースステーション)のうちの1台を預かり、TVアンテナに接続してテレビ番組を受信できるようにする一方、インターネットに接続して、ユーザー側の装置(ベースステーション)で受信するテレビ番組を選び、受信されたテレビ番組をそのままデジタル変換してインターネットを通じて他方のユーザー側の装置(ベースステーション)に送るというものである。被上告人は、ユーザー(利用者)から入会金と毎月の使用料を徴収し、ユーザーから送られるユーザー所有のベースステーションのIPアドレス等を決定して設置するというものである。設置は、入力端子にアンテナを接続し、出力端子にインターネット回線を接続するというものであり、毎月の使用料は、いわば、1台のベースステーションの預かり料と、万一、支障が起きた場合の再設定のための監視料とでもいえるべきものであろうか。

いずれにせよ、被上告人は、一箇所に複数のベースステーションを設置し、ユーザーから利益を得ていることとなる。

(2) ロクラクⅡ事件

ロクラクⅡ事件でも、基本的には同じ装置構成であるが、ロクラクⅡ事件では、子ロクラクからの指示により、親ロクラクに特定の放送番組の録画の指示を行い、親ロクラクで録画された放送番組をインターネットを通じて子ロクラクに送り、子ロクラクに接続され

たテレビやモニタの画面で視聴するというものであり、親ロクラクに一旦録画される点が異なる。すなわち、①利用者が、手元の子機ロクラクを操作して特定の放送番組等について録画の指示をする、②その指示がインターネットを介して対応関係を有する親機ロクラクに伝えられる、③親機ロクラクには、テレビアンテナで受信された地上波アナログ放送が入力されており、上記録画の指示があると、指示に係る上記放送番組等が、親機ロクラクにより自動的にデジタルデータ化されて録画され、このデータがインターネットを介して子機ロクラクに送信される、④利用者が、子機ロクラクを操作して上記データを再生し、接続されたテレビ受像機で当該放送番組等を視聴するというものである。

被上告人は、このサービスに対して、初期登録料を3150円とし、レンタル料金を月額6825円ないし8925円として、親機ロクラク及び子機ロクラクを併せて貸与するサービスや、子機ロクラクを販売し、親機ロクラクのみを貸与することの利益を得ている。

6. 原審（知的財産高等裁判所）の認定

(1) まねきTV事件（知財高平22(ネ)10059号判決）

a) 1対1の送信を行う装置は自動公衆送信装置ではないとして上告人らの請求を棄却した。

送信可能化は、自動公衆送信装置の使用を前提とするところ（著作権法2条1項9号の5）、ここにいう自動公衆送信装置とは、公衆（不特定又は多数の者）によって直接受信され得る無線通信又は有線電気通信の送信を行う機能を有する装置でなければならない。各ベースステーションは、あらかじめ設定された単一の機器宛てに送信するという1対1の送信を行う機能を有するにすぎず、自動公衆送信装置とはいえないのであるから、ベースステーションに本件放送を入力するなどして利用者が本件放送を視聴し得る状態に置くことは、本件放送の送信可能化には当たらず、送信可能化権の侵害は成立しない。

b) 2台のベースステーションは、1対1に対応しており、「自動公衆送信装置」ではないから、本件番組を利用者の端末機器に送信することは、自動公衆送信には当たらず、公衆送信権の侵害は成立しない。

(2) ロクラクⅡ事件（知財高平20(ネ)10055号及び20(ネ)10069号判決）

a) サービスにおける親機ロクラクの管理状況等を認定することなく、親機ロクラクが被上告人の管理、支配する場所に設置されていたとしても本件番組等の複製をしているのは被上告人とはいえないとして上告人らの請求を棄却した

b) 仮に各親機ロクラクが被上告人の管理、支配する場所に設置されていたとしても、被上告人は本件サービスの利用者が複製を容易にするための環境等を提供しているにすぎず、被上告人において、本件番組等の複製をしているとはいえないとして、上告人らの請求を棄却した。

7. 最高裁の判断

(1) まねきTV事件（最高裁判所平成21(受)653）

ア 送信可能化権侵害について

(i) 「送信可能可」について

a) 送信可能可とは、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力するなど、著作権法2条1項9号の5イ又はロ所定の方法により自動公衆送信し得るようになる行為をいう。

自動公衆送信装置とは、公衆の用に供されている電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう（著作権法2条1項9号の5）。

b) 「単一の機器宛に送信する機能しか有しない装置」であっても、当該装置を用いて行われる送信が自動公衆送信といえるときは、自動公衆送信装置に当たる。

c) 「自動公衆送信」の検討

① 自動公衆送信は、公衆送信の一態様であり（同項9号の4）、

② 公衆送信は、送信の主体からみて公衆によって直接受信されることを目的とする送信をいう（同項7号の2）。

③ 自動公衆送信前の準備段階の行為の規制の必要性

（「送信可能可権」の立法趣旨）

著作権法が送信可能化を規制の対象となる行

為として規定した趣旨、目的は、公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行う送信（後に自動公衆送信として定義規定が置かれたもの）が既に規制の対象とされていた状況の下で、現に自動公衆送信が行われるに至る前の準備段階の行為を規制することにある。

(ii) 自動公衆送信の主体

- a) 自動公衆送信が、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置の使用を前提としている。
- b) 送信主体は、当該装置を受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者と解するのが相当。
- c) 当該装置が公衆の用に供されている電気通信回線に接続しており、これに継続的に情報が入力されている場合には、当該装置に情報を入力する者が送信の主体であると解するのが相当とされる。

(iii) 被上告人が自動公衆送信の主体と認定

- a) 各ベースステーションは、インターネットに接続することにより、入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的にデジタルデータ化して送信する機能を有するものであり、本件サービスにおいては、ベースステーションがインターネットに接続しており、ベースステーションに情報が継続的に入力されている。
- b) 被上告人は、ベースステーションを分配機を介するなどして自ら管理するテレビアンテナに接続し、当該テレビアンテナで受信された本件放送がベースステーションに継続的に入力されるように設定した上、ベースステーションをその事務所に設置し、これを管理している。
- c) 利用者がベースステーションを所有しているとしても、ベースステーションに本件放送の入力をしている者は被上告人であり、ベースステーションを用いて行われる送信の主体は被上告人であるとみるのが相当である。
- d) 何人も、被上告人との関係等を問題にされることなく、被上告人と本件サービスを利用する契約を締結することにより同サービスを利用することができるのであって、送信の主体である

被上告人からみて、本件サービスの利用者は不特定の者として公衆に当たる。

- e) ベースステーションを用いて行われる送信は自動公衆送信であり、したがって、ベースステーションは自動公衆送信装置に当たる。
- f) インターネットに接続している自動公衆送信装置であるベースステーションに本件放送を入力する行為は、本件放送の送信可能化に当たる。

イ 公衆送信権侵害について

(i) 公衆送信の主体

- a) テレビアンテナからベースステーションまでの送信の主体が被上告人である。
- b) ベースステーションから利用者の端末機器までの送信の主体についても被上告人であるというべき。
- c) テレビアンテナから利用者の端末機器に本件番組を送信することは、本件番組の公衆送信に当たる。

ウ 結論

ベースステーションがあらかじめ設定された単一の機器宛てに送信する機能しか有しないことのみをもって自動公衆送信装置の該当性を否定し、被上告人による送信可能化権の侵害又は公衆送信権の侵害を認めなかった原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、論旨は理由がある。原判決は破棄を免れず、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すと結論。

(2) ロクラクⅡ事件（最高裁判所平成21(受)788）

ア 複製権侵害

(i) 複製権侵害の主体

- a) 複製機器への録画指示を利用者がするものであっても、サービス提供者がその複製の主体となる。
- b) 放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービスを提供する者（以下「サービス提供者」という。）が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器（以下「複製機器」という。）に入力して、当該複製機器

に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複製の主体であると解するのが相当である。

c) 複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当である。

d) 複製実現の枢要行為

本件の場合、サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における枢要な行為をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なものであり、サービス提供者を複製の主体というに十分であるからである。

(ii) 結論

本件サービスにおける親機ロクラクの管理状況等を認定することなく、親機ロクラクが被上告人の管理、支配する場所に設置されていたとしても本件番組等の複製をしているのは被上告人とはいえないとして上告人らの請求を棄却した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、論旨は理由がある。原判決は破棄を免れず、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻す（裁判官全員一致の意見）と結論。

イ 裁判長金築誠志裁判官の補足意見

(i) カラオケ法理について

a) 単に物理的、自然的に観察するだけで足りるものではなく、社会的、経済的側面をも含め総合的に観察すべきものであって、このことは、著作物の利用が社会的、経済的側面を持つ行為であることからすれば、法的判断として当然のことである。

b) 著作権法 21 条以下に規定された「複製」、「上演」、「展示」、「頒布」等の行為の主体を判断するに当たって、行為に対する管理、支配と利益

の帰属という二要素は、社会的、経済的な観点から行為の主体を検討する際に、多くの場合、重要な要素であるということにとどまるべき。

(ii) 原審認定の主体

a) 番組の選択を含む録画の実行指示を利用者が自由に行っている点を重視し、複製行為を、録画機器の操作という、利用者の物理的、自然的行為の側面に焦点を当てた結果。

b) 原審認定について、「親機を被上告人が管理している場合であっても、親機の機能を滞りなく発揮させるための技術的前提となる環境、条件等を、利用者に代わって整備するものにすぎず、適法な私的使用を違法なものに転化させるものではない。」と認定。

(iii) 原審認定の誤り

a) 前提となる環境・条件等の整備なくして、利用者が録画の指示をしても放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであるから、放送の受信、入力過程を誰が管理、支配しているかという点は、録画の主体の認定に関して極めて重要な意義を有し、録画の指示が利用者によってなされるという点にのみに重点を置くことは、相当ではない。

b) 提供されるサービスは、わが国のテレビ放送を自宅等において直接受信できない海外居住者にとって利用価値が高く、そうであるからこそ、この種の業態が成り立つのであって、親機の管理が持つ独自の社会的、経済的意義を軽視するのは相当ではない。

c) 本件システムを、単なる私的使用の集積とみることが、実態に沿わないものといわざるを得ない。

d) 提供されているのは、テレビ放送の受信、録画に特化したサービスであって、被上告人の事業は放送されたテレビ番組なくしては成立し得ないものであり、利用者もテレビ番組を録画、視聴できるというサービスに対して料金を支払っていると評価するのが自然である。

e) 著作権侵害者の認定に当たっては、単に物理的、自然的に観察するのではなく、社会的、経済的側面をも含めた総合的観察を行うことが相当であるとの考え方を根底に置いているものと解される。原判断は、こうした総合的視点を欠

くものであって、著作権法の合理的解釈とはいえない。

(iv) 結論

結論においては、裁判長金築誠志裁判官も変わりはなく、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決された。

8. 検討

(1) まず、最初に、二日間の日程を隔てて出された二つの判決を読んで、両者はその判示スタイルが極めて似ている。別個の独立した法廷の判断ではあるから、別個独立にされたものであろうが、事前の調整とまで言えないかもしれないが、何らかの話合い程度は持たれた感がする。しかも、後の判決には、裁判長金築誠志裁判官の補足意見までついている。これはいった何を意味するのであろうか。

これまで、この種の判断においては、いわゆる「カラオケ法理」が議論されてきていた。しかし、カラオケ法理は、多岐にわたる事実関係に必ずしも適用しがたい場合などには若干の修正さえ行われて判断がされてきている。両最高裁判決は、本論では、カラオケ法理が前提とする支配管理と利益のうち、利益に関する議論が全くされていない。これが裁判長金築誠志裁判官の補足意見の背景ではないかとも思われる。すなわち、裁判長金築誠志裁判官の補足意見として、カラオケ法理を引用するとともに、「単に物理的、自然的に観察するだけではなく、社会的、経済的側面をも含めて総合的に観察すべきもの」と付言したものでなかろうか。

(2) また、これらの判決の内容は、送信可能可行為や自動公衆送信行為、複製行為についてのものであるから、これら以外には何も示していないのであるが、それ以外も著作権・著作隣接権を含めて、提供されるサービス全体から見て、そのサービスを実現する各行為に関し、必要とする装置を管理している場合には、インターネットを利用する遠隔地 TV 視聴サービスは原則禁止とする意図があるように見える。しかしながら、両判決は、原審知財高裁に審理を差し戻したのであり、最終的結論は、今後の知財高裁、そして、あるいは、再度の最高裁の判断を待たなければならないこととなる。

ただ、両判決は、少なくとも、支配・管理における「装置の管理」とはどのようなものをいうかについて

一応の判断を示したといえる。すなわち、まねき TV 事件最高裁判決では、装置の「所有」は顧慮されず、①自らの事務所内に装置を設置し、②その装置にテレビアンテナを接続し、③ TV 放送がその装置に継続的に入力されるように設定することをあげており、そのように設置・接続・設定された装置が、自動公衆送信装置に該当し、その装置を利用して、TV 番組を送信可能にする行為が送信可能可行為とならした。つまり、自動公衆送信装置となるためには、①「自らの事務所内への装置の設置」、②「その装置へのアンテナ接続」、③「その装置への TV 放送の継続的入力」、④「装置設定」に限定されるものではなく例示であろうから、その他の種々の行為、例えば、アンテナ接続だけではなくインターネット回線への接続、電源接続なども含まれるのであろうが、この点、ロクラク II 事件最高裁判決ではもっと明確に複製権侵害を根拠づける行為として、「複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における枢要な行為」をあげる。当該枢要行為としては、「被上告人の管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力する」行為等をあげる。

これらのことからすれば、両最高裁判決は、サービスを構成する各行為を軽重あるいは枢要・非枢要な行為に分け、そのうち、枢要行為をサービス提供者が行ったときには、送信可能化権侵害、公衆送信権侵害、複製権侵害を構成すると認定したものと理解される。

すなわち、両判決からは、インターネットによる自動公衆送信装置による公衆可能可権侵害、公衆送信権侵害、複製権侵害等の場合には、「複製や送信等の装置を自己の管理、支配下(例えば、事務所内)に設置し」、「設置した装置に放送等を自動的に、または継続的に情報を入力する」に至る数々の行為のうち、一部の行為を利用者がするものであっても、全体として見て、そのうちの主要な行為(枢要な行為)をサービス提供者がする場合には、これらの侵害行為を構成すると判じたものである。

(3) さらに、まねき TV 事件最高裁判決は、「公衆送信」について、送信者と受信者との間に「特別の関係」がなければ「特定への送信」ではなく、このような関係のないものへの送信は「公衆送信」の外ならないとする。すなわち、一般からの募集・応募によって関係づけられるような場合は、特別の関係に当たらない。つまり、公衆送信権侵害における「公衆」とされ

るためには、サービス提供との関係で、提供者と提供される側とが、特別の関係のない場合には、装置的には、「1対1」の関係であっても、「不特定の者への送信」、すなわち、「公衆送信」に該当するとする。原審判決以前の判決・決定が、物理的な1台のサーバー等から複数の利用者に提供される場合は、公衆送信に該当するという判断していたのに対し、原審知財高裁判決が、物理的に1台の装置から1台の装置への送信は、1対1の送信であり、公衆送信に当たらないとしたのを、この二つの最高裁の判断は、送信装置が物理的に1台1台ごとであって、物理的に1対1の送信がされている場合であっても、サービス全体としてみて、サービス提供等の関係では、事務所に設置された複数の装置を一つの装置と見て、1台、1台の装置からの送信であっても、1対多の公衆送信に該当するとした。

あるいは、そこまで踏み込んでではなく、サービス提供の中の一部の行為、個別の複製のための放送番組の選定等を利用者が行うようにしたとしても、全体としてのサービス提供との関係でみれば、枢要行為をサービス提供者が行う場合には、すなわち、サービス提供の環境の整備行為自体が、これら複製権侵害、公衆送信権侵害、送信可能権侵害の主体となるとしたものである。

(4) 次に、ロクラクⅡ事件は、親機ロクラクでの複製の後に、インターネットを通じて放送番組の送信を行っているわけであるから、本来的には、公衆送信権侵害や送信可能権侵害も問える筋合いのものであろう。しかし、この点は争点とされなかった。これは一つの疑問である。担当する弁護士等にとって、複製権侵害の方が馴染みやすかったためかも知れない。

(5) 両判決とも事件を知財高裁に差戻し、再審理としたが、インターネットを通じたテレビ番組配信は、公衆送信権侵害や送信可能権侵害として、制約されるとの結論となったわけである。これは、インターネットを利用する遠隔地テレビ視聴サービスは著作権法に違背するということが確定したことになり、今後は、この種のサービスに対する規制が強化されることが予想される。

(6) ロクラクⅡ事件原審判決は、「親機を利用者が自己管理している場合は私的使用として適法であるところ、被上告人の提供するサービスは、親機を被上告人が管理している場合であっても、親機の機能を滞り

なく発揮させるための技術的前提となる環境、条件等を、利用者に代わって整備するものにすぎず、適法な私的使用を違法なものに転化させるものではない」との判断に対し、ロクラクⅡ事件最高裁判決の裁判長金築誠志裁判官の補足意見では、この点についても疑問を呈する。これを踏まえ、個人が、自宅の居間等にロクラク親機やベースステーションを設置し、受信したテレビ放送番組をデジタルデータ化し、別の部屋に設置したロクラク子機やもう一つのベースステーションでそのテレビ放送を視聴するなどの場合は、自動公衆送信や送信可能権に該当するのであろうか。

個人が私的に視聴する場合は、「公衆の用に供される」ものではなく、自動公衆送信ではないため公衆送信権侵害や送信可能権侵害の問題は生じないものと考えられる。そして、そのような装置をインターネットに接続して、他方の部屋に設置したロクラク子機やベースステーションを持ち出して、海外出張の際等に、赴任地でインターネットを介して、自宅のテレビ放送を視聴する場合も、公衆送信権侵害や送信可能権侵害の問題は生じないものと考えられる。

しかしながら、2台ロクラク間や2台ベースステーション間をネットワークに接続したり、インターネットに接続する技術はかなり難しく、これらの設置を業者に依頼して設置してもらった場合、当該設置業者の設置サービスは、まさに、視聴を目的とする環境・条件等の整備である枢要行為に該当し、制約を受けることとなるのであろうか。

(7) ロクラクⅡ事件最高裁判決の金築誠志裁判長の補足意見でも述べているとおり、この種のサービス提供は、わが国のテレビ放送を自宅等において直接受信できない海外居住者にとって利用価値が高く、それなりの需要があることは確かである。技術の発達により可能となったテレビ視聴が実現できるにも拘わらず、それが実現できないということは不幸なことである。実現するには、放送事業者から許諾を受けることによって解決できるのであろうが、この場合、許諾を受けなければならないのは、利用者の許諾だけでは十分ではなく、サービス提供者が許諾を受けなければならないことになるのであろう。しかしながら、この裁判例が示すように、現在の時点では、放送事業者がサービス提供者に許諾するような環境ではないのではなかろうか。だからこそ裁判事件となったのであろう。

遠隔地でのテレビ視聴に対し、かなりの需要なり希望があるのであるから、免許事業者である放送事業者には、これらのサービス提供者に代わって、遠隔地に居住する者に視聴できるサービスを提供する義務があるのではなかろうか。あるいは、放送事業者に許諾に応じる義務を課すべきではなかろうか。

せっかく、技術が発達して、このような視聴が可能となったのであるから、著作権の縛りだけで、禁止するのは、著作権制度が本来的に望むところではないはずであり、例えば、著作権法第68条を弾力的に解釈する等の合法化の途を探るべきではなかろうか（もちろん、被上告人らは「放送事業者」ではなく、著作権法第68条の適用を受けることはできないのであるが…）。

さらに、付言するならば、両事件における被害ないし損害を受けているのは誰であろうか。いわゆる放送事業者のうち民放各社は、TV放送が遠隔地で視聴されたとしても、広告収入に影響があるわけでもない。聴取料を徴収する日本放送協会（NHK）は視聴料収入が減るのであろうか。著作権・著作隣接権が侵害されたという精神的被害のようなものを除けば、各社放送事業者は、実質的な損害はないというべきであろう。にも拘わらず、このような訴訟事件に発展したことに疑問を禁じ得ない。各放送事業者の面子のためであろうか。この様な点を鑑みれば、両最高裁判決は、いかにも著作権侵害を杓子定規に判断しているように思えてならない。法律上は、TV放送番組には著作権があり、また、著作隣接権があり、それが許諾なく複製行為や、送信可能行為、公衆送信行為が行われたのであるから、著作権侵害であり、著作隣接権侵害である。しかしながら、その被害は社会に影響を与えるほどのものではない軽微であり、誰も被害を蒙ってはいないのである。両判決は、社会的安定性のみを考慮し過ぎたもののように思えてならない。あるいは、このような視聴を許せば、現在の地域単位の放送事業免許制が成り立たなくなることを恐れたのかも知れない。疑問はつきまとう。

両事件では、被上告人らが上告人らに対し許諾を求めた事実もなさそうであるが、被上告人らが、単に防戦するだけではなく、積極的に上告人らに許諾を求める反訴請求などをした場合には、裁判所はどのような判断をするのであろうか。この点も制度上そのようになってはいないとして請求棄却ということになるので

あろうか、個人的にはそんな判断も聞いて見たい、その意を強くした両判決であった。

ちなみに、東京大学名誉教授中山先生は、「Law & Technology (No.51)」に掲載の「著作権法は何を目指すか」の座談会で、これらの最高裁判決について、「この判決が今クラウド社会においてどういう意味を持つのかということまで洞察して書いたものとは到底思えない」と、その感想を述べている。この判決をどう受け止めて良いか、思い悩んでいたモヤモヤが一拳に吹き飛んでしまった感がした示唆であった。

参考

(1) まねき TV 事件経緯

- ①東京地裁平成 18(ヨ)22022 著作隣接権仮処分命令申立事件平成 18 年 08 月 04 日決定
- ②知財高裁平成 18(ラ)10014 著作隣接権仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件平成 18 年 12 月 22 日判決
- ③知財高裁平成 18(ラ)10013 著作隣接権仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件平成 18 年 12 月 22 日判決
- ④知財高裁平成 18(ラ)10012 著作隣接権仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件平成 18 年 12 月 22 日判決
- ⑤知財高裁平成 18(ラ)10011 著作隣接権仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件平成 18 年 12 月 22 日判決
- ⑥知財高裁平成 18(ラ)10010 著作隣接権仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件平成 18 年 12 月 22 日判決
- ⑦知財高裁平成 18(ラ)10009 著作隣接権仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件平成 18 年 12 月 22 日判決
- ⑧東京地裁平成 19(ワ)17279 著作権侵害差止等請求事件平成 20 年 05 月 28 日判決
- ⑨東京地裁平成 19(ワ)5765 著作権侵害差止等請求事件平成 20 年 06 月 20 日判決
- ⑩知財高裁平成 20(ネ)10059 著作権侵害差止等請求控訴事件平成 20 年 12 月 15 日判決

(2) ロクラク II 事件経緯

- ①東京地裁平成 18(ヨ)22046 著作隣接権等侵害差止請求仮処分命令申立事件平成 19 年 03 月 30 日決定

- ②東京地裁平成 19(ワ)17279 著作権侵害差止等請求
事件平成 20 年 05 月 28 日判決
- ③知財高等平成 20(ネ)10055 等著作権侵害差止等請
求控訴事件平成 21 年 01 月 27 日判決

拙稿 (参考)

- ・「インターネットを利用する遠隔地テレビ視聴サ
ービスを巡る二つの事件」(大滝均：パテント 2007
Vol.60 No.3)
- ・「まねき TV (ソニー・ロケーションフリーテレビ)
事件その後」(大滝均：パテント 2007 Vol.60 No.9)

参考文献

- ・判例評釈～「ロクラクⅡ」事件控訴審判決(知財高
裁平成 21 年 1 月 27 日判決)(帖佐隆：パテント
2007 Vol.60 No.5)
- ・「まねき TV 事件仮処分申立事件」(小倉秀夫：中
山信弘編『知的財産権研究Ⅴ』2008 年 195 頁)
- ・テレビ番組送信サービス「まねき TV」事件(中野
圭二：パテント 2008 Vol.61 No.8)
- ・「テレビ放送をインターネット回線を経由して視聴
するシステム」を使用するための設備提供の是非－
まねき TV 事件－(佐藤豊：知的財産法制作額研究
第 15 号 241 頁)
- ・著作権侵害の責任主体に関する我が国判例法理の比
較法上の位置づけ－テレビ視聴サービスの事例を中
心に－(潮海久雄：知財管理 57 卷 3 号 357 頁)
- ・応用段階に入った著作権(北村行男：コピーライト
2007 年 4 月 2 頁)
- ・著作権侵害の主体について(高部真規子：ジュリス
ト 1306 号 114 頁)
- ・著作隣接権に関する知財高裁の二つの決定(大武和
夫：asialaw Japan Review April 2007 18 頁)
- ・変質するカラオケ法理とその限界についての－考察

- ～録画ネット事件とまねき TV 事件を踏まえて～
(奥邨弘司：Information Network Law Review
Vol.6(2007) 39 頁)
- ・ストレージサービスはすべて違法か(山口勝之：日
経パソコン 2007/08/27 139 頁)
- ・法学セミナー増刊速報判例解説 Vol.5(2009)(今村
哲也：2009)
- ・ロクラク事件とオンデマンド放送(佐藤豊：知的財
産法政策学研究 26 号 2010)
- ・裁判所書記官研修所監修「民事訴訟法概説 7 訂版
(司法協会)」
- ・最高裁昭和 59 年(オ)第 1204 号同 63 年 3 月 15 日第
三小法廷判決
- ・ロケフリの本(柴田格／平澤寿康著：(株)技術評論
社)
- ・ロクラクⅡ拡張機能取扱説明書((株)日本デジタル
家電)
- ・情報通信活用辞典(産業調査会事典出版センター)
- ・フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』
- ・IT 用語事典(e-Words)(<http://e-words.jp/w/>)
- ・著作権法入門(著作権情報センター)
- ・著作権法概説第 2 版(田村善之著：有斐閣)
- ・著作権法逐条講義(加戸守行著：著作権情報セン
ター)
- ・インターネット時代の著作権(岡本薫著：全日本社
会教育連合会)
- ・著作権判例百選(有斐閣)
- ・Softic Law News 104 号(2006 年)1 頁(泉克幸)
- ・JCA ジャーナル 53 卷 9 号(2006 年)82 頁(岡邦俊)
- ・新・調査情報 62 号(2006 年)58 頁(日向央)
- ・出版ニュース 2090 号(2006 年)20 頁(吉田大輔)
- ・Law & Technology 51 号(2011 年)15 頁
(原稿受領 2011. 2. 16)